

第19回 検察運営全般に関する参与会（議事要旨）

1 開催日

令和8年2月3日（火）午前10時から午後零時25分頃まで

2 開催場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(1) 参与

秋葉康弘参与、川出敏裕参与、神田安積参与、坂元茂樹参与、立松美也子参与、野田稔参与、羽間京子参与、服藤恵三参与、古都賢一参与、三國谷勝範参与、和氣みち子参与

(2) 最高検察庁

畝本直美検事総長、山元裕史次長検事、伊藤栄二総務部長、佐久間佳枝監察指導部長、新河隆志刑事部長、小池隆公安部長、北岡克哉公判部長、田中知子刑事政策推進室長、保坂和人再審担当サポート室長、上原龍先端犯罪検察ユニット（JPEC）室長

4 議事の要旨

(1) 検事総長挨拶

(2) 最高検察庁からの報告・説明

- ・組織運営状況調査について
- ・検察における取調べの録音・録画の実施状況等
- ・監察の概況
- ・いわゆる大川原化工機事件に関する検証結果及び同検証後の改善状況についての報告等
- ・最近における刑事政策的取組について
- ・近時のJPECの活動状況について

(3) 参与からの御意見・御助言

項目ごとに以下のとおり

【組織運営状況調査について】

- 組織運営状況調査について問題視したいのは回答率の低下である。職員が組織に対する興味を失っているのではないか。近時、若手は成長が見込めない「緩い職場」を避け、より大きな刺激と成長を求めて離職するというパターンが頻発しており、これと同様のことが起きている可能性がある。組織開発とは、健全で効率的な組織を作るための継続的な活動であるが、組織開発で重要なのは、職員が関心を持つ今日的な改善課題を明確にすることである。その課題発見の方法としては、組織運営状況調査のような診断の方法と、同じ職場の人間が徹底的に腹を割り時間をかけて話をする対話型組織開発の方法があり、昨今は対話型組織開発が重要視されている。組織運営状況調査の診断から見えてくるものは、仕事そのものに関する満足度と将来への希望の低下ということが、検察官にも同時に見られるようになってきている。仕事の意義を再認識し、誇りと充実感を持ち、自らが主体となって業務の改善、職場活性に取り組む活動をジョブクラフティングというが、そのためにも職場におけるオープンな対話が重要である。社会から尊敬される組織にいる人間は仕事に意義を感じやすく、逆に社会から糾弾される組織にいる人間は仕事に意義を感じにくい。大川原化工機事件の問題は、特に検察官の働きがいの低下の大きな原因になったのではないか。その対策として、ルールの厳格化や制度化だけでは十分でなく、人間力を磨くということが重要である。
- 組織運営状況調査について全体として評価が上がってきているのは良いことだが、事務分担や働きがい、評価・配置が全体平均値に比べ低い点が気になった。事情を抱える同僚をサポートしている人たちや、仕事をより多く負担している人たちに対して、フォローやケアがどうなのかを検討していく必要がある。また、評価・配置の低さに関連し、検察官の異動の多さについても考えていく必要がある。若手職員の離職が問題となっている中で、これは重要な問題点であって、検討していく必要があると思う。また、地検の事務官について、メンタルとワークライフバランスが低いことも今後の対応を要する。
- 組織運営状況調査について、色々と努力されているのは分かるが、グラフを見るともう何年も前から形状に変化がなく定常状態に至っている。達成感・働きがいは、若者の離職の原因にもなっているので、結果の報告だけでなく、具体的にどうするかを考えていく時期だと思う。実務の問題点は現場でしか分からないので、それを拾い上げる仕組みを作ってほしい。また、働きがいを持って仕事に取り組んでいる成功事例を共有することも重要である。
- 検察改革の過程で実施されるようになった組織運営状況調査を今後にかいしていかないと考えていく必要がある。報告を聞いていると、変化がないことを是としているように感じる。4を超えているからいいかと、数値にとらわれているんじゃないかと感じる。検察という重要な仕事に向き合い、仕事として検察を選んだ職員が働きがいを感じないというのは非常に問題である。経年比較を見て

も、パワハラやセクハラ意識が高まってきていて、如実に変化があるが、働きがいほとんど変わっていない。組織慣れしていない若手の意見を取り入れるなど、調査結果をいかしていくことが重要である。

【いわゆる大川原化工機事件に関する検証結果及び同検証後の改善状況についての報告等】

- 大川原化工機事件の検証報告書は、組織としてどのように対応すべきであったかという視点が足りないと感じる。まず、検証報告書の中で、専門性の高い関係法令の解釈を制定趣旨に遡って的確に行う必要があったと指摘をしているが、本当に一人の主任検察官という態勢でできたのだろうかという疑問に思う。チームで捜査方針、処理方針を決めるような態勢を取ることにも検討していただきたい。また、検察官の人事の在り方を見直すべきだと思う。その事件の捜査が終わるまで固定して、担当する検察官を配置するという人事の在り方も考えていくべきではないか。さらに、公判担当検察官の態勢と意識改革が必要ではないかと思う。本件では、公判前整理手続に付すべきだという弁護人の意見に公判担当検察官が反対意見を出しているが、法令の解釈などが難しい事件だという自覚が足りなかったと思われる。また、このような事件では、公判部において、捜査部から引き継いだ初期の段階で、複数人でこの事案の立証方針を検討する態勢を組む必要があったと思う。
- 大川原化工機事件の検証報告書において、「適正な検察権行使のために検察全体として取り組むべき事項」として指摘された7つの事項の一つに、「参与会への報告、意見の聴取」が挙げられている。大川原化工機事件において、特に問題があるのは、身体拘束である。この事件では、多くの検察官や決裁官が関与していたが、身体拘束について慎重に考えようとした人が見当たらず、これ以上拘束してよいのだろうかという疑問が出されたり、議論が行われた形跡が見当たらないことに問題の根深さを感じる。本件は罪名や事案は特殊であるが、検察庁の組織全体に根深く存在する普遍的な問題である。昨年2025年2月に開催された検察運営全般に関する参与会において、検察庁の2024年の1年の総括として、「検察官が不適正・不適切な取調べを行っていた複数の重大な事例が明らかになり、検察官の取調べが社会的に大きな関心事になった1年であった」と発言し、その重大な事例の中に、裁判所の決定において、「検察官個人はもとより、検察庁内部でも深刻な問題として受け止められていないことがうかがわれ、そのこと自体が、この問題の根深さを物語っている」「本件は検察官個人の資質や能力にのみ起因すると捉えるべきではない。改めて今、検察における捜査・取調べの運用の在り方について、組織として真剣に検討されるべきである」と判示された例があることに言及したが、その判示はここでも妥当する。また、検証報告書を読み、15年前に策定された「検察の理念」が役割を果たしていなかったことが分かった。「検

察の理念」の中の「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う」という点が検証報告書で引用されているが、このことが改めて指摘され、今後の教訓とされていることを知り、「検察の理念」が現場で機能していなかったのかという思いを禁じ得ない。検察官が消極証拠を黙殺したという点について付言すれば、その例は大川原化工機事件にとどまらない。2025年7月18日、名古屋高裁金沢支部は、いわゆる福井女子中学生事件において再審無罪判決を言い渡したが、その中で、「確定審検察官が、主要関係者の供述の信用性判断にとって重要な前提事実について誤りがあることを把握したにもかかわらずこれを秘し、論告や控訴趣意書にて誤った前提事実に基づいた主張を続けた」と認定し、このような検察官による訴訟活動について、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ない」と判示した。身体拘束にとどまらず、検察の捜査や公判の問題は、大川原化工機事件に、決して特別なものではない。現在に至るまでの検察の抱える問題点が、たまたま、そして繰り返し明らかになったものである。大川原化工機事件において、検察官が違法な起訴をし、違法に身体拘束したと裁判所に認定された以上、検証が行われたことは当然である。しかし、この検証は、検察庁における自己検証にとどまっている。検証報告書は、国民に対して向けられたものであり、国民はこの検証報告書以外に、今回の問題点を把握する手段はない。いわば検証報告書は、本件の問題点の「景色」を見るための「窓」に他ならず、その「窓」が大きければ「景色」はよく見えるが、「窓」が小さければ全ての「景色」が目に入らないことになる。自己検証ではなく、第三者やえん罪被害者の視点が入っていれば、「窓」が大きくなり、違う「景色」が見えたかもしれないという意味において、自己検証では徹底的な検証ができなかったのではないか、説明責任を果たしたと言い切れないのではないかという疑問が残る。実際、民間企業において違法な職務行為が行われ、その過程の中で人の命が失われたのであれば、第三者委員会が設置され、外部の目を入れて検証されるはずであり、仮に自己検証にとどまれば、国民から厳しい批判を受けることになる。検証報告書において、なぜ自己検証にしたのか、その結論に至ったプロセスの説明がなされるべきであった。さらに、検証は、公訴取消し後速やかに行うべきであったし、それができなかった理由についても検証すべきであった。また、今回の問題が、被疑者が否認し続けることがなければ明らかにされなかった点でも深刻である。大川原化工機事件では、えん罪被害者が誰一人として人質司法に屈せず、とりわけ被疑者の一人が人としての尊厳を優先して自らの命を犠牲にして否認を続け、最善の弁護活動を行う弁護人が付き、公訴取下げ後に国家賠償請求を行い勝訴したことによって、初めて今回の検証がなされるに至った。えん罪被害者が長期の身体拘束に耐えかねて自白してしまっていたら、検察庁が自律的に検証することなどあり得なかった。少なくとも、この検証は、国家賠償請求訴訟でえん

罪被害者の主張を争って敗訴する前に、公訴取下げ後に速やかに行われるべきであったのであり、それができなかつた理由についても検証がなされるべきであった。この点も第三者が参加していれば、そのような指摘がなされ、検証に付されていた可能性が大いにある。検証報告書では、参与会への報告、意見の聴取が挙げられているが、参与はあくまで調査後に報告を受け、意見を述べることができるにとどまり、参与の意見が結論に反映されることはなく、しかも本検証結果の報告を受けたのは公表から6か月が経過した後である。公表前に、臨時の参与会を開いて、参与の意見を十分に聞く機会を設けるべきであるとの意見が内部で誰からも出ていないとすれば、「この問題の根深さを物語っている」という指摘がここでもあてはまるように思われる。そして、今後万が一にも違法不適正な捜査、起訴、身体拘束の事案が発生した場合には、検察庁の自主的自律的な、そしてより説得的な検証のために、第三者やえん罪被害者を含めた視点や意見が必要であり、また、参与会の役割について、その存在意義を踏まえて更に有効に活用いただきたい。

- 検証報告書では、結論として、「病状の推移等を踏まえ、罪証隠滅のおそれの有無や程度等を踏まえた保釈の必要性・相当性に関し、更に慎重に検討することが必要であったが、必ずしも十分な検討がなされないまま、反対意見が述べられていた」点を反省点としていることは当然のように思われる。最高検として、こうした事案を繰り返さないために、キャラバンの実施、研修でのカリキュラムの実施、法令解釈に関する通知等の取組を行っていることは高く評価したい。2026年1月に、最高裁の主催で、保釈運用上の課題について議論が行われたと報道され、終了後の最高裁の説明によると、出席した東京地検の検事が、身体拘束は重大な人権侵害を伴うとして、「適正かつ必要な限度にとどめなければいけない」と述べたとのことであるが、この発言は、まさしく先の報告書の反省点を踏まえた内容になっており、高く評価できるとともに、現場において実践されることに期待したい。身体の拘束自体が個人の生命を奪うことに次ぐ人権に対する重大な侵害であり、精神的・肉体的に重大な損害をもたらすものであるとの認識に立つ必要がある。確かに、罪証隠滅の判断は予測的判断で難しい点があるが、これを過度に重視せず、保釈請求の可否の判断に当たっては、被疑者・被告人の人権を考慮して、慎重に判断すべきであり、今回の事案を教訓に、この問題に関する検察における適正な運営を期待したい。
- 条約の条文の文言は、曖昧な文言であったり、ほかの国の言語であったりするという問題から、各国自体がその解釈を行わなければならない、そのため、各国によって多少その解釈が異なり、解釈の幅が生じてくることがある。今後は、テロや生物兵器というような事例に関し、他国でどのように利用されているか、判例はどうなっているか、どのような調査がなされているのかといったことについて、情報収集するだけでなく、担当者に共有していくことが必要ではないか。また、

国連人権理事会におけるわが国の報告書審査においても、「人質司法」とよく批判をされ、世界で非常に耳目を集めるようになってしまっているが、この状況は、日本の拘禁が、非常に不透明である、長期間に及ぶ、国際的な基準に沿っていないなどといった印象を与え、あたかも非人道的な取扱いがなされているという印象を持たれ得ると、また、外国から犯罪人の引渡しがなされないという事態につながり得ることが考えられる。数年後の国連人権理事会への報告では、大川原化工機事件について言及しなければならないと思われるので、継続的に検察が対応をしていることを報告書に反映するのが良いと思われる。

- 大川原化工機事件について、個の問題と組織の問題があると感じた。組織の問題として、検察庁の決裁制度をもってしても、なぜ捜査の問題点が捕捉されなかったのかが挙げられる。報告書に指摘されている不正輸出の動機は何なのかという疑問は持てたのではないかと感じた。一方で、検察が公訴取消しをしたことは、極めて適切な判断と対処であったと言えると思う。
- 大川原化工機事件では、警察の捜査にも問題があった。人の人生を左右することになるのだから、検察権行使の立場からは検証しながら進めていただき、検証の方法が間違っていた場合はそこを改善しながら進めていくことが大切だと思う。それぞれの立場における責任と自覚を持って行っていかなければならない。
- 大川原化工機事件に関して、結論ありきになっている印象を受けた。公判段階で行われた再現の実験の一部についても、結論を出すためにやっているとしたか思えない。罪があったとしても、将来の再生に向けて生きていなければ何もならないので、証拠隠滅を取るのか、命というものを取るのか、どう考えるかは絶対重要ではないかと思う。罪は罰しても、人の命はちゃんと守ることが必要ではないか。
- 検証結果報告書それ自体は、事案に正面から向き合っており、今後の取組についても必要な施策が掲げられていると思われ、今後着実に取り組まれることを期待する。次に、今回の事案は厚労省元局長事件をどうしても思い出させるところがある。厚労省元局長事件は担当検察官の証拠隠滅罪、上司の犯人隠避罪を伴った深刻な事案であり、その危機感ゆえに大きな改革が行われ、これが今日につながっていると思う。当時公表された最高検の報告や再生の取組の中で、公判段階も含めて「引き返す勇気」が再三謳われており、今回の事案においては、公訴提起後ではあるが現に引き返す勇気も示されたと思う。ただ、残念ながら、引き返した段階では既に、お一人が勾留執行停止中に病院で亡くなり、勾留請求や公訴提起が国賠法上違法とされるなど、深刻な結果を伴う事案であった。また、本報告では、厚労省元局長事件を契機として生まれた「検察の再生に向けて」などで謳われたことに背馳する事象が何点にもわたって指摘されており、既視感を拭いきれないところが残念である。例えば、有罪そのものを目的化するかのような姿勢であってはならない、供述誘導があってはならない等々である。本報告書にお

ける今後取り組むべき事項でも、過去の氷見事件、志布志事件、足利事件、厚労省元局長事件で掲げられた事項の多くが繰り返しまた掲げられている。公訴官的立場、適正引継ぎ、消極証拠への対応と客観証拠、決裁官の役割、一定の見立て・筋立てに基づく供述の誘導と自白の信用性問題などである。完璧な組織、完璧な人間というものはなく、常に環境変化への対応が必要であると思う。改革の理念や取組の方向性の明示に加えて、意識の問題としてだけではなく仕組みとの両面にわたり、現実を見据えた取組を不断に行うことが肝要と思われるので、今後最善を尽くしてほしい。次に、厚労省元局長事件は、いわゆる特捜案件であったのに対し、本事案は、第一次捜査機関が警察であったという点で検察官の立ち位置の違いがある。特捜案件のみならず一般的な案件でも公訴官としての検察官の在り方問題が提起されたものであり、対象範囲がより広範になっていると思う。検察権限を制御する構造として、一つは独任制官庁があり、逆の方向からは検察官同一体の原則があり、この二つのベクトルが本来良きハイブリッドとなることが期待されているところ、厚労省元局長事件では、逆に悪しきハイブリッドになった感があった。本事案でも、残念ながら制御が十全に働かなかった。健全な制御関係は検察と警察の関係でも大事なことであり、対象のすそ野が広がっている。次に、時代の変化により経済犯に関する事象が複雑化するとともに、社会経済に対する影響の増大からその量刑も強化されてくる流れがあると思っている。公安事案や経済事案の場合、該当事象の存否のみならず、多面的な認識評価や、関連法令の適切実質的な解釈が必要なことも多いと思う。本報告書33ページにおいても客観的構成要件該当性、動機、故意性と共謀性など、本来広く斟酌すべき事柄が掲げられている。このような観点からは、今後の取組に掲げられている公安公判担当検察官の配置とその総括審査担当検察官の役割は重要であり、このことは特捜案件や公安関係を超えた課題になっていくのではないかと個人的には思っている。このような流れに的確に対応していただきたい。

【最近における刑事政策的取組について】

- これまで保護観察付き執行猶予があまり活用されてこなかった理由の一つとして、裁判所が保護観察を不利益処分と捉えて、保護観察付き執行猶予をその重さにおいて単純執行猶予と実刑の間にあるもの、どちらかという実刑に近いものとして位置付けてきたという点が挙げられている。しかし、保護観察は一義的には対象者の改善更生を図る処分であり、執行猶予の際に保護観察に付すかどうか、その観点から考えられるべきである。検察官が、被告人の再犯防止のために必要であると考える場合に、論告求刑時に被告人を保護観察に付すべき旨の意見を述べるという運用は、この考えに沿ったものであり、ぜひ進めていただきたい。検察官がそのような意見を述べれば、裁判所は、保護観察の必要性について検討することを求められ、結論として保護観察を付さないという判断をする場合には

その理由を示すことになるであろうから、こうした運用は裁判所の認識を変える効果もあると思う。その上で、さらに先の問題として、保護観察付き執行猶予中に再犯をした事案で、保護観察の下で社会内処遇を継続した方が良いと判断される場合には、検察官が、再度の執行猶予に付すべきだという意見を述べるような運用を行うことを考えていただきたい。

- 保護観察処分が再犯防止に寄与していることが、研究で明らかになっている。罪名を問わず、再犯のおそれがあり、保護観察を付すことによって改善更生・再犯防止が期待される事例には積極的に保護観察付き執行猶予の求刑をしていく必要があると考えている。

【その他】

- AIは使い方を間違えると大変なことになる。生成AIは「検索」ではなく「生成」である。利用者の求めるものに即した情報を生成するのが特徴。利用者の偏見に沿って真実を装い、圧倒的に共感してくれる。AIに「いい質問ですね」と言われて快感を得るのは危険である。合わせ鏡に映った自分をみんなが言っているように勘違いし、自分というものに耽溺していくことをAIがもたらすことを理解する必要がある。AIを用いた場合には、必ず出所を確認して、頭の中のモヤモヤを再構築するツールとして位置付けるべきだと思う。
- 生成AIの技術が犯罪に使われているところ、捜査側は発生してから対応することが多かったが、今は、次に何が起こるかを先に考えて対応しなければならないのではないか。生成AIを使うことが当たり前になってきているが、世の中では何ができるかという時代は終わり、何に活用しているかという場面に移ってきている。検察でもAIを積極的に活用していただきたい。捜査に活用することはまだまだ難しい面があるかもしれないが、事務的なことや既存の情報から展開できて処理できるものは既に対応可能である。事務負担は軽減され、活用によっては達成感や働きがいの改善にもつながっていくと思うので、検討していただきたい。
- 加害者に再犯をさせたくないという思いから、被害者の視点を取り入れた受刑者向けの矯正教育に20年携わっているが、出所した後の効果などの結果が見えず実感がわかないため、達成感ややりがいというものが得られていない状況である。

以上